

独立行政法人医薬品医療機器総合機構労働者派遣業務に係る仕様書

1. 派遣員

技術系一般事務

医療情報活用部 1名

2. 期間

令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

3. 抵触日

令和3年12月31日

当所は、意見聴取期間内に、過半数労働組合等の意見聴取手続きを行い、派遣可能期間を延長することを予定しているが、協議の結果、派遣労働者の雇用を継続しないことになった場合は抵触日までの間に派遣期間を終了する変更契約を行うものとする。

4. 業務内容

一般事務（技術）

M I D - N E Tの管理及び運用にかかる補助業務

※ 来訪者受付、電話対応、書類整理、データ処理業務等

5. 応札条件

派遣元の企業は、プライバシーマーク、ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。

6. 資格条件

次の①～⑥の全てに該当する方。

① 高等学校卒業以上の学歴を有する方

② 来訪者（利活用者、業務委託者等）の受付業務を対応可能な方

③ エクセルV B Aの作成及び修正が可能な方であり、かつ本業務を通じてアクセスV B Aの作成技術の取得に意欲的な方

④ 作成した又は既存のV B Aを利用してデータ処理業務を実施可能な方

⑤ PowerShell を用いたプログラムの作成及び修正が可能な方であり、かつ本業務を通じて PowerShell の作成技術の取得に意欲的な方

⑥ 作成した又は既存の PowerShell を利用してデータ処理業務を実施可能な方

7. 勤務日

派遣員の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始及びその他理事長が指定する日を除いた日とする。

8. 休暇日の取得について

休暇日を取得する場合は、事前に指揮命令権者に了解を取ること。

9. 就業時間

就業時間は 9 時 15 分から 18 時 00 分とし、実労働時間は 7 時間 45 分とする。ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までの休息时间並びに派遣元及び派遣員の責に起因しない自由により業務に従事できない時間を除くものとする。

また、始業時間及び就業時間については各部指揮命令権者により異なる場合があるが、この点については別途指示するものとする。

10. 就業時間外労働、就業日外労働

就業時間外労働、就業日外労働の規定については派遣元の規定に準じる。ただし、勤務時間 8 時間までは就業時間外の派遣代金は発生しないものとする。

11. 勤務する事務所の名称、所在地

名称：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報活用部
所在地：東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル内

12. 派遣先責任者及び指揮命令権者

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報活用部長
宇山 佳明

13. 派遣元責任者

契約企業の責任者（派遣業者決定以降確認）

14. 苦情処理申出先

派遣先：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報活用部長
宇山 佳明

派遣元：契約企業の担当者（派遣業者決定以降確認）

15. 留意事項

- (1) 業務の性格上、所要の守秘義務が課せられているので十分留意すること
- (2) 業務上不明な事項が生じた際は、指揮命令権者の指示を仰ぐこと

16. 本件に関する照会先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

医療情報活用部 曾我 健太郎

電話：03-3506-9484

e-mail：soga-kentaro@pmda.go.jp